

## 岐阜医療科学大学 動物実験委員会規程

### (目的)

第1条 本学の動物実験に関する事項を審議するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

### (組織)

第2条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 1名
- 三 委員 若干名

### (選任)

第3条 委員会の委員長、副委員長及び委員は学長が任命する。

### (委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を主宰し、その運営にあたる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

### (任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 実験動物の飼育及び管理に関すること
- 二 動物実験等の実施及びその実験等の終了後の処置に関すること

### (重要事項の取扱い)

第7条 委員会で審議された事項のうち重要な内容は教授会に諮るものとする。

### (事務)

第8条 委員会の事務は委員会で所掌するものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改訂規程は、平成27年9月1日から施行する。